

## 条例制定までの取組

### こどもわくわくフェスティバル(令和6年5月)

幼児・小学生を対象に、約1,000人から意見を聴取しました。  
「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の中で、最も大切だと思う権利へのシール投票や、子どもたちに自由に意見を書いてもらいました。



### 児童館での意見聴取(令和6年7～8月)

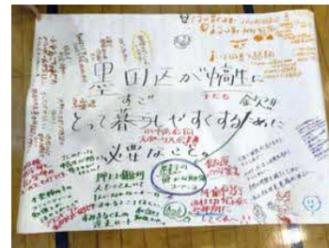
区内の児童館5館でワークショップを実施し、小学生から高校生等までを対象に、86人から意見を聴取しました。

### 児童館への意見箱設置(令和6年10月)

ワークショップを行った児童館に意見箱を設置し、子どもたちに自由な意見を書いてもらいました。

### ジュニア・リーダーへの意見聴取(令和6年9月、12月)

「墨田区が中高生にとって過ごしやすくなるために必要なこと」を考えてもらいました。  
また、条例案について意見を発表してもらいました。



### 教育委員会への意見聴取

教育に関する専門的な視点から、意見をもらいました。

### パブリック・コメント等

(令和6年12月～令和7年1月)  
パブリック・コメントとともに、こどもの意見を聴取しました。

#### イベント配布用

令和7年5月  
発行 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課

本パンフレットの文字は、可読性、視認性に配慮したユニバーサルデザインのフォントを使用しています。

こちらも  
ぜひご覧ください!

墨田区こども計画



子育て応援サイト



こどもの笑顔があふれるまちへ

# 墨田区こども条例

令和7(2025)年4月施行

「こどもまんなかすみだ」を目指し、全てのこどもが楽しく、安心して過ごすことができるように、こどもの大切な権利をみんなで守り、考え、行動するための約束として、『墨田区こども条例』をつくりました!



### こどものみんなへ

こどもたちみんなにとって大切なことが書かれているので、ぜひ読んでみてね!わからないことは、まわりの大人へ聞いてみよう!

### 保護者をはじめとする大人の方へ

ぜひお子さまと一緒に読んでみてください。

## 前文

この条例をどんな想いでつくったのか、墨田区の宣言が書かれているよ!

全てのこどもは、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。

こどもは、どのような理由によっても差別されず、地域社会全体で大切に守られ、愛されながら、安心して他の人々とともに生き、夢や希望を持って成長していくことを大切にされなければなりません。

こどもは、自らの自由な意思や選択で、学び、遊び、休むことができます。このような自分の意思が尊重されることで、なりたい自分に向かって挑戦することができ、未来を切り開く力が育まれます。

こどもは、自分の意思を伝え、自分のことが認められ、他の人々を思いやるように成長することで、地域社会をつくる一員として、自ら学び、大人とともに育ち、ともに参画することができます。

区は、令和4年に制定されたこども基本法と平成18年に制定された教育基本法の精神にのっとり、こどもの権利を大切にしながら、区民や地域社会において、こどもの健やかな育ちを支え、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を目指すことを宣言し、この条例を制定します。

生まれたばかりの赤ちゃんも権利があるんだよ

性別や人種、障害、病気、暮らしなどの違いに関係なく、みんなが大切な存在なんだね!



自分の想いや意見を言うことができるよ!でも、すべての意見が受け入れられるわけではないので覚えておいてね

「こども基本法」は、こどもの権利条約に基づき、制定されているよ。それを踏まえた『墨田区こども条例』だから、こどもの権利条約の精神もこの条例に含まれているんだよ!

墨田区は、「こどもにとって最もよいことを第一に考えるまち」を目指していくよ!

## ことばの意味 (第2条)

### こども

墨田区に住んでいる、または学校に通ったり、仕事をしたりしている人たちで、年齢に関係なく、心と身体の成長の段階にある人のこと。

### 育ち学ぶ施設

保育園、学校、児童館、公園、学習塾、習い事の教室など、こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設。こどもを産む施設も含まれます。

## 基本理念 (第3条)

「笑顔あふれるすみだのまち」にしていくための、大切な約束です。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けないこと。
- ② 全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。
- ③ 全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。
- ④ 全てのこどもについて、年齢と発達に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ⑤ 全てのこどもについて、年齢と発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑥ 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。
- ⑦ 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。
- ⑧ こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

①～⑥は、こども基本法の考え方を反映しています。

⑦と⑧は、墨田区独自の理念として規定しました。

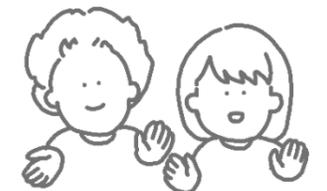
人が生まれながらにして持っている、だれからもおかせられない権利

だれもが幸せに暮らすことができるように、協力しあうこと

周りのさまざまな人々との触れ合いを通して、学んだり、体験したりする暮らしや成長のための地域などのこと

## POINT

基本理念の⑧は、こどもの意見をもとに作られたんだよ。8つの基本理念は、この条例の他の条文に反映されているよ!どこにつながっているか、見つけてみてね!



### 守られる権利

子どもが犯罪やいじめ、暴力などから守られて、安全・安心に暮らすことができる権利



子どもは、どこにいても、だれといっても、こわい思いやつらい思いをしないで、安心してすごすことができるように、守られているよ

### 自分らしく育つ権利

自分のペースに合わせて学び、遊び、休むことができ、それを自分で決めることができる権利



権利は大切だけど、同じように他の人の権利も大切にすることが大事! 学校の時間に好き勝手に遊んでいいとか、そういった意味ではないからね!

### 愛される権利

自分の個性や気持ちなどが尊重され、ありのままの自分が受け入れられる権利



まわりに大切にしてもらうことも大事だけど、自分からも「ありがとう」や思いやりを伝えることで、やさしさの輪が広がるよ!

### 教育を受ける権利

何が良くて何が悪いかを判断する力や相手を思いやる気持ちを育む教育が受けられる権利



「善悪の判断ができるように、判断能力をしっかりと養えるような教育が欲しい」とのこどもの声を反映した内容なんだ!

### 意見を表明し、参画する権利

自分が思ったことを言ったり、いろいろなことに参加できたりする権利



自由に意見を言えるって大事だけど、相手の話もちゃんと聞くこと、ルールを知ることも同じくらい大事!

## こどもの笑顔あふれるまちを目指し、みんなの大切な権利を守るために次のような取組を進めていくよ!

### 大人の役割・責務 (第5~8条)



#### 保護者

子どもを大切な存在として受け入れ、愛されて育つことができるようにします。



#### 育ち学ぶ施設

子どもが安全で安心して過ごすことができる居場所となり、学び、遊び、活動する機会をつくれます。



#### 区民

地域社会全体でこどもの育ちを支え、見守り、こどもの権利を守るよう協力します。



#### 区

この条例の考え方をもとに計画をつくり、わかりやすく伝え、みんなで協力して取り組みます。

### 区の支援 (第9~12条)

#### 子どもへの支援の方針

子どもへの丁寧で誠実な説明と対話

子どもが自分らしく、心豊かに育つことができる環境づくり

こどもの成長に合わせた支援

子どもが安心して過ごし、学び、遊び、活動するために必要な居場所づくり

#### 大人への支援の方針

保護者が子育てしやすい環境づくり

育ち学ぶ施設で行うこどもの権利を大切にする取組への支援

配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援の充実

区民が地域で行うこどもの育ちを支える取組への支援

### 子どもができること (第13~14条)

#### こどもの意見表明 (第13条)

子どもが自由に意見を言うことができるように、言いやすい場所や雰囲気をつくっていくよ!

また、自分から意見を言いづらいこどもの意見もしっかりと聴くことができるようにするよ!

#### こどもの多様な学びと体験 (第14条)

こどもの成長にあわせて、こどもがいろいろなことを学んだり、体験したりすることができるようにするよ!



### その他 (第15~18条)

#### こどもの権利の普及 (第15条)

この条例やこどもの大切な権利のことを、多くの人に知ってもらうように、いろいろな場所や方法でお知らせしていくよ!



#### 財政上の措置 (第17条)

「子どもまんなかすみだ」を進めていくために必要なお金のことも考えていくよ!

# 墨田区子ども条例

## (目的)

第1条 この条例は、子どもの大切な権利を守っていくために、その基本となる考え方を区全体で共有し、子どもと子どもに関わる全ての人々が、子どもにとって最も良いことは何かを考え、行動することで、「笑顔あふれる、子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現することを目的とします。

## (言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (1) 子ども 区内に在住し、在学し、在勤している人などで、心身の発達の過程にある人をいいます。
- (2) 保護者 親などの子どもを養育する人をいいます。
- (3) 区民等 区内に在住し、在学し、在勤している人、区内の町会・自治会、子育てを支援する団体、地域団体や区内において事業活動を行う事業者などをいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 区内にある保育所、幼稚園、学校、児童館、公園などの子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

## (基本理念)

第3条 「笑顔あふれる、子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」の実現に当たっては、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 全ての子どもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けないこと。
- (2) 全ての子どもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。
- (3) 全ての子どもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。
- (4) 全ての子どもについて、年齢と発達の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (5) 全ての子どもについて、年齢と発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (6) 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。
- (7) 地域社会全体で子どもの育ちを支えること。
- (8) 子どもの声を聴き、子どもとの対話を大切にすること。

## (子どもの大切な権利)

第4条 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者は、前条の基本理念に基づき、次の5つの権利が守られるよう努めます。

- (1) 守られる権利
  - ア 命が守られること。
  - イ あらゆる犯罪、暴力、虐待、いじめなどから心身ともに守られること。
  - ウ 子どもであるということや家庭環境、経済的な状況、障害、性別、性自認、国籍、人種、民族、文化などのあらゆることによって差別を受けないこと。
- (2) 自分らしく育つ権利
  - ア 自分のペースに合わせて学び、遊び、休むことができること。
  - イ 失敗しても繰り返し挑戦することができる環境が整えられること。
  - ウ 年齢と発達の程度に応じて、自分で自分のことを決められること。
- (3) 愛される権利
  - ア ありのままの自分を受け入れてもらうこと。
  - イ 自分の考えや気持ち、個性や能力が尊重され、大切にされること。
- (4) 教育を受ける権利
  - ア 教育を受ける機会が平等に与えられること。
  - イ 将来の社会生活に役立つ実践的な学びについての教育が受けられること。
  - ウ 何が良く何が悪いかを判断する力や相手を思いやる気持ちを育む教育が受けられること。
- (5) 意見を表明し、参画する権利
  - ア 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
  - イ 地域で行われる活動に参加することや自分から活動を始めることができること。
  - ウ 主体的に社会と関わることができるよう、ルールや決まり事の背景や意味について、説明を受けることができること。

## (保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもに対する第一義的責任を持つとともに、子どもの人格を尊重し、尊厳を守るよう努めるものとします。

- 2 保護者は、子どもを大切な存在として受け入れ、愛されて育つことができる環境を整え、子どもの健やかな成長を支えるよう努めるものとします。

## (区民等の役割)

第6条 区民等は、地域社会全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利を守る役割を持ちます。

- 2 区民等は、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援する役割を持ちます。

## (育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が安全で安心して過ごすことができる居場所となるよう努めるものとします。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが学び、遊び、活動する機会などを確保することで、子どもの健やかな成長や自立を図るよう努めるものとします。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、一人ひとりの個性を尊重するよう努めるものとします。

## (区の責務)

第8条 区は、第4条の子どもの大切な権利を守るため、次条から第12条までに定める方針に基づき、子どもに関する施策を総合的に実施します。

- 2 区は、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者、東京都、国などと連携し、子どもの最善の利益を優先するまちづくりを推進します。

## (子どもへの支援の方針)

第9条 区は、子どもに対して丁寧で誠実な説明を行い、対話をしながら支援を行います。

- 2 区は、子どものライフステージに応じて切れ目ない支援を行います。
- 3 区は、子どもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります。
- 4 区は、子どもが安心して過ごし、学び、遊び、活動するために必要な居場所をつくります。

## (保護者や子育て家庭への支援の方針)

第10条 区は、保護者が子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

- 2 区は、配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

## (区民等への支援の方針)

第11条 区は、区民等が地域で行う子どもの健やかな育ちを支える取組について、必要な支援を行います。

## (育ち学ぶ施設への支援の方針)

第12条 区は、育ち学ぶ施設において実施することの権利を大切にす取組について、必要な支援を行います。

## (子どもの意見表明と地域社会への参画)

第13条 区は、子どもが自分の意見を表明しやすい環境づくりを行い、地域社会へ参画する機会を確保します。

- 2 区は、様々な状況にあって意見を表明することが難しい子どもについても、その意見が施策に反映されるよう、十分な配慮を行います。

## (子どもの多様な学びと体験の機会の確保)

第14条 区は、子どもが自らの創造力を広げ、その可能性を最大限に発揮することができるよう、多様な学びの場を拡充するとともに、子どもの体験の機会を確保します。

## (子どもの権利の普及)

第15条 区は、この条例に定める子どもの権利について、子ども、保護者、区民等が学び、理解することができるよう普及に努めるものとします。

## (推進計画)

第16条 区は、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画を定めます。

- 2 区は、前項の計画の策定に当たっては、第3条の基本理念にのっとるものとします。

## (財政上の措置)

第17条 区は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとします。

## (委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、区長が別に定めます。

## 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。